

特定同族会社の留保金額に対する税額の計算に関する明細書

| | | | |
|------|---|---|-----|
| 事業年度 | ・ | ・ | 法人名 |
|------|---|---|-----|

別表三(一) 平三十一・四・一以後終了事業年度分

【御注意】 「2」欄には、その金額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた金額を記載しますが、その端数が「18」欄で切り捨てた千円未満の端数より多いときは、これを切り上げた金額を記載します。

| 留保金額に対する税額の計算 | | | |
|---|----|-------------------|---|
| 課税留保金額 | | 税額 | |
| 年3,000万円相当額以下の金額 ((18)又は(3,000万円× $\frac{1}{12}$)のいずれか少ない金額) | 1 | 円 | (1)の10%相当額 |
| 年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額 (((18)-(1))又は(1億円× $\frac{1}{12}$ -(1))のいずれか少ない金額) | 2 | 円 | (2)の15%相当額 |
| 年1億円相当額を超える金額 (18)-(1)-(2) | 3 | 円 | (3)の20%相当額 |
| 計(18) (1)+(2)+(3) | 4 | 円 | 計 (5)+(6)+(7) |
| 課税留保金額の計算 | | | |
| 留保所得金額 (別表四「47」の②)+連結法人間配当等の当期支払額-連結法人間配当等の当期受取額) | 9 | 住民税額の計算の基礎となる法人税額 | 中小企業者等以外の法人 ((別表一「2」+「5」+「7」+「10」の外書)-「12」-「18」)-別表六(十三)「23」-別表六(十四)「17」-別表六(十五)「22」-別表六(十六)「24」-別表六(二十三)「22」-別表六(二十四)「23」-別表六(二十八)「28」-別表六(二十九)「13」) |
| 前期末配当等の額 (前期の(11)) | 10 | | |
| 当期末配当等の額 | 11 | | |
| 法人税額及び地方法人税額の合計額 (((別表一「4」+「5」+「7」+「10」の外書)-「12」-「19」)-別表六(五の二)「5」の③)と0のいずれか多い金額)+((別表一「36」-「40」-「41」)と0のいずれか多い金額)-((別表六(五の二)「5」の③)-(別表一「4」+「5」+「7」+「10」の外書))と0のいずれか多い金額) (マイナスの場合は0) | 12 | 住民税額の計算の基礎となる法人税額 | 中小企業者等 ((別表一「2」+「5」+「7」+「10」の外書)-「12」-「18」)-別表六(九)「20」-別表六(十)「11」-別表六(十一)「12」-別表六(十三)「23」-別表六(十四)「17」-別表六(十五)「22」-別表六(十六)「24」-別表六(十九)「19」-別表六(二十)「18」-別表六(二十一)「31」-別表六(二十三)「22」-別表六(二十四)「23」-別表六(二十五)「24」-別表六(二十六)「21」-別表六(二十七)「22」-別表六(二十八)「28」-別表六(二十九)「13」) |
| 住民税額 (25) | 13 | | |
| 外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額 (別表十七(三の十二)「1」) | 14 | | |
| 法人税額等の合計額 (12)+(13)-(14) (マイナスの場合は0) | 15 | 特定寄附金を支出した場合 | 住民税額から控除される金額 ((22)又は(23)のいずれか少ない金額) |
| 当期留保金額 (9)+(10)-(11)-(15) | 16 | | |
| 留保控除額 (別表三(一)付表「29」) | 17 | | |
| 課税留保金額 (16)-(17) | 18 | 000 | 住民税額 (21)-(24) |